

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定

(令和2年5月22日一部改正)

(令和2年5月26日一部改正)

(令和2年5月29日一部改正)

(令和2年6月18日一部改正)

(令和2年7月9日一部改正)

(令和2年7月31日一部改正)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定（令和2年7月9日一部改正）の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き感染拡大防止を図る。

1 基本的な考え方

- 本県においては、7月に入り、飲食店などでの感染が拡大しており、また、若年層の感染が多く、感染確定までの間に、広範囲にわたって、移動・活動しているケースが見受けられる。
- このため、今後、急激に感染が進むことが懸念され、専門家からも、第2波の入口に差し掛かっていると見られ、このまま推移すると感染者が大幅に増加する恐れがあるとの見解が示されている。
- 一方、入院病床や軽症者用の宿泊療養施設の確保など、医療提供体制の強化に取り組んでおり、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに、医療状況がひっ迫する恐れは少ないと考えられる。
- 県では、こうした状況を踏まえ、現段階での再度の行動制限は、極力、回避することを基本として、7月21日に別紙のとおり「感染拡大に対する警戒強化宣言」(広島積極ガード宣言)を発表し、県民、事業者、行政が連携して、新型コロナウイルスに対する警戒を強化し、感染拡大防止対策に取り組むこととした。
- また、最近のクラスターは、飲食店などで多く発生していることから、飲食店などの営業許可の申請・更新や法律に基づく立入検査時などの機会を活用し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインを周知するとともに、対応状況を確認していく。
- 「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」(令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に沿って、クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また、ガイドラインに掲載している感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。
- 国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。
- 県においては、他地域の感染状況等に鑑み、6月19日から移動の自粛を解除しているが、イベント開催については、8月31日まで現在の開催制限を維持することとし、9月1日以降の対処方針については、後日改正するものとする。
- なお、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。
- こうした制限の緩和・強化にあたっては、「フェーズ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断する。

- さらに、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 移動の自粛について（法第24条第9項）【令和2年8月31日まで】

他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項）

(1) イベントの開催条件【令和2年8月31日まで】

- ・ 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・ 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

なお、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め、主催者において慎重に対応すること。

また、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、スマホの接触確認アプリの活用を図ること。

(2) 施設の使用条件

施設の使用にあたっては、県民が安心して利用できるよう、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお、次表の施設については、これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

(3) 食事提供施設

食事提供施設の状況は多様であり、一律の対策をあてはめることは困難であることから、次の取組への協力を要請する。

- ① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して、店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し、速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して、自主的な感染予防対策が見える化し、利用者の安心感の向上に努めること。

4 県民に対する要請（法第24条第9項）

- ① 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。
- ② 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、あらかじめ連絡をした上で、かかりつけ医を受診すること。また、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。
- ③ 飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。
- ④ 参加者及びその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けること。また、会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。
- ⑤ これまで全国でクラスターが発生した施設において、3-（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ⑥ 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- ⑦ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑧ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑨ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑩ 接触確認アプリを積極的にインストールすること。また、県が今後導入する店舗QRコードを積極的に活用すること。
- ⑪ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

5 事業者に対する要請（法第24条第9項）

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避，発熱者等の事業所等への入場防止や，飛沫感染・接触感染防止等，人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 従業員などが体調不良を訴えた場合には，休暇の取得を促し，併せて，速やかな，医療機関への受診を促すこと。
- ③ 3－（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き，屋内外を問わず，大勢の者が参集し，密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ④ 引き続き，We b会議，テレワークの積極的な活用などにより，出勤者数の削減に取り組むこと。また，出勤した場合にも，座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ⑤ 事業所等に出勤する従業員に対しては，時差出勤，自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑥ 従業員に対し，会食などで飲食店などを利用する場合は，ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するよう促すこと。また，飲食店などにおいて大声で話したり，カラオケ，イベント，スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。
- ⑦ 飲食関連事業者などにおいては，ガイドラインなどに基づき，各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言すること。
- ⑧ 接触確認アプリや県が今後導入する店舗QRコードなどのデジタル技術を積極的に導入すること。
- ⑨ 他の都道府県への移動については，自粛を解除しているが，移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，引き続き，当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑩ 感染の恐れのある者を特定できない場合には，まん延を防止する観点から，施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応

別紙

		徹底した行動変容の要請によるまん延防止			新しい生活様式による感染拡大の予防
区分	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	
まん延の状況	<p>感染の状況が厳しい</p> <p>病状に応じた迅速な医療提供困難</p>	<p>《考慮される事項》 新規感染者数、倍加時間、感染経路不明感染者数の割合、PCR検査体制 医療機関での患者受け入れ状況、軽症者等宿泊療養施設の確保状況等</p> <p>疫学的状況</p> <p>医療状況</p>			<p>新規感染者数が限定的</p> <p>病状に応じた迅速な医療提供可能</p>
県民の皆様への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人との接触機会を8割削減 ・ 全日の外出自粛 <p>他地域との往来自粛</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人との接触機会を8割削減 ・ 全日の外出自粛 <p>3密回避、体調管理、手洗い・咳エチケット、人との距離確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週末の外出自粛 <p>屋外・屋内における少人数 以外のイベントの自粛</p>		
事業者・企業への要請			<ul style="list-style-type: none"> ・ Web会議、テレワーク、時差出勤等の積極的活用 		
			<p>3密回避、体調管理、手洗い・咳エチケット、人との距離確保（各職場にあった取組）</p> <p>施設等の休業要請</p>		

感染拡大に対する警戒強化宣言 ～第2波を防ぐために～
「広島積極ガード宣言」

R2. 7. 21 広島県

1 趣旨

- 本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の一定の落ち着きを見て、第2波の到来に備えた検査能力増強や医療提供体制強化、並びに経済活動支援等の取組を進めているところである。
- こうした中、7月に入り、広島市や福山市等で連続して感染者が発生し、かつ、感染経路不明者の割合が高まっており、特に、7月期の特徴は、4月期と比較して、飲食店等の市中で感染拡大が進み、さらにその罹患者が若年者であることから感染確定までの間に広範囲にわたって移動・活動し、その間に接触者を増やしていることが挙げられる。
- これらのことから、7月期は4月期よりも急激かつ広範に感染が進むことが懸念され、専門家からも、第2波の入口に差し掛かっていると見られ、このまま推移すると感染者の大幅増の恐れがあるとの見解が示されている。
- 県民の健康で安心できる暮らしや雇用の維持確保をはじめ、経済活動正常化の動きを止めないために、現段階での再度の行動制限等は回避することを基本として、早急に感染拡大防止対策に取り組むこととする。

2 具体的な感染拡大防止対策

(1) 基本方針

行政は徹底した早期の新規感染者の捕捉などによる感染拡大防止対策に取り組む。

県民及び事業者は徹底した感染予防対策に取り組む。

これらを両輪として県民・事業者・行政が連携して警戒を強化し、第2波到来を阻止することを基本方針とする。

(2) 行政の取組

① 徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施

出来るだけ早期に陽性患者を捕捉し入院等の措置を取ることで他者との接触を遮断し感染拡大を防止する。そのために「検査体制の拡充」と「検査対象の拡大」に取り組む。

ア 検査体制の拡充

身近な医療機関でのPCRや抗原検査の検体採取を可能にして、感染確認検査の高頻度化を図り、感染者捕捉の入口を増加する。

そのため、

(ア) 検体採取を実施するクリニック等の協力医療機関の増加に取り組む。

(イ) 協力医療機関において、検体採取のリスクや負担を低減することが可能な唾液採取を普及する。そのために、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

(ウ) 協力医療機関において唾液採取による検査が可能となるまでの間は、医療機関を受診した者のうち、検査が必要と考えられる者の帰国者・接触者外来でのPCR検査への誘導拡大を図る。

イ 検査対象の拡大

疑わしい症状が出てから検査実施までの期間を最短化するために、かかりつけ医や協力医療機関等において、従来よりも幅広かつ迅速に検査実施の判断を行うこととする。

② 積極的疫学調査の徹底

これまでは、患者との接触者に対して、現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）や接触度合いに応じてPCR検査を実施してきた。

今後は、この検査対象者を更に拡大して、感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、これまでの検査対象者基準を拡大することで、より広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。

公表に関して、陽性と判明した後、速やかに、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつつ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。

集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行う。

また、発生が続いている時期においては、定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

③ 感染防止対策を整備した店舗等の拡大

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡充を図るとともに、業態ごとに優先順位を付けて、取組宣言店への実地確認等を行う。また、各施設に関して国等が示したガイドラインの適切性について全国の感染状況データ等を入手するなどし、ガイドライン等のPDCAにも取り組んでいく。

④ 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

国の接触確認アプリの導入を促進するとともに、調査の効率化と情報の確度を高め感染者の早期発見を徹底するため、店舗QRコードの活用等のデジタル技術の導入を図る。

(3) 県民及び事業者の感染防止対策の徹底

県民及び事業者が自ら基本に立ち返った感染予防策の徹底に取り組んでいただけるよう、以下を発信する。

① 県民に対する働きかけ

- ア 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- イ 検査対象を拡大することから、体調不良時は外出を控え、予め電話をした上で、かかりつけ医を受診し、医師の指示に従ってください。
- ウ 飲食店等を利用する場合は、ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用してください。
- エ 国の接触確認アプリや今後県が導入する店舗QRコード等デジタル技術を積極的に活用してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。
- カ 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。

② 事業者に対する働きかけ

- ア 県が発表しているガイドラインに沿って、各職場にあった感染予防対策を講じてください。
- イ 従業員等が体調不良を訴えた場合には休暇の取得を促し、あわせて速やかな医療機関への受診を促してください。
- ウ 飲食関連事業者等においては、ガイドライン等に基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。
- エ 国の接触確認アプリや今後県が導入する店舗QRコード等デジタル技術を積極的に導入してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えるように、従業員に注意喚起してください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。